

**令和7年
「年末の交通事故防止運動」推進要綱**

目 的

この運動は、年末にかけて交通事故が多発する傾向にあることから、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期 間

令和7年12月1日(月)から12月31日(水)までの1か月間

運動の重点

- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守の徹底及びヘルメット着用の推進
- 夕暮れ時及び夜間の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

スローガン

- ヘルメット かぶるあなたは かっこいい
令和7年使用「交通安全年間スローガン」(警察庁長官賞)
- 見えないを 見えるに変える 反射材
令和7年使用「交通安全年間スローガン」(内閣府特命担当大臣賞)
- 飲む前に 車じゃないよね? 再確認
令和7年使用「交通安全年間スローガン」(全日本交通安全協会会長賞)

運動の進め方

年末にかけて、自転車乗用中の交通事故死者・重傷者、夕暮れ時及び夜間の交通事故死者・重傷者及び飲酒運転による交通事故死者・重傷者が増加傾向にあることから、府民一人ひとりが交通ルールを守り、安全な交通行動を実践し、交通事故の防止に寄与するよう効果的に運動を展開する。

- ポスター、スポット放送、ホームページ、SNS等を活用した効果的な広報啓発活動を行う。
- 市(区)町村を中心として、地域住民と一体的な交通安全運動を展開する。

12月の府内一斉交通安全指導日等

12月8日(月)	ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日
12月15日(月)	近畿交通安全デー、交通安全家庭の日 高齢者交通事故ゼロの日 シートベルト着用徹底の日
12月20日(土)	めいわく駐車・放置自転車追放デー ノーマイカーデー

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守の徹底及びヘルメット着用の推進

大阪府内における過去5年間の交通事故死者・重傷者数を状態別で見ると、自転車乗用中が最も多く、全体の35.9%を占めている一方、原因別で見ると、交通事故で死亡し又は重傷を負った自転車側にも約8割の方に何らかの原因(交通違反)が認められる。

また、自転車ヘルメットについて、本年6月の着用率調査では、大阪府は7.2%と昨年より微増であったが、二年連続全国ワーストという結果であった。

加えて、来年4月1日には改正道路交通法が施行され、交通違反に対して交通反則通告制度(青切符)が適用される。

特定小型原動機付自転車についても自転車と同様に、交通事故による死傷者のうち8割以上の方に法令違反が認められた他、ヘルメットの使用率も低い。

このような状況を踏まえ、府民に対して、自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの遵守及びヘルメットの使用に向けた広報啓発を行う必要がある。

◆ 推進機関・団体での推進項目

- 令和8年4月1日から交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗りの禁止等、交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底に向けた広報啓発の推進
- 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール(「ながらスマホ」及び酒気帯び運転に対する罰則)についての周知の徹底
- 傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進
- 特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等の周知及び遵守の徹底に向けた広報啓発の推進
- 自転車利用者及び特定小型原動機付自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及び被害軽減効果に関する理解の促進

◆ 広報・実践促進事項

● 自転車に乗るときは

- 大人も子どもも乗車用ヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。
- 自転車は原則、車道の左側端に寄って通行しましょう。
- 歩道は歩行者が優先です。自転車の歩道通行が認められている場合でも、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止しましょう。
- 信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全確認を徹底しましょう。
- 運転中のスマートフォン等の使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう。
- 夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。
- 未就学児を自転車の幼児用座席に乘せるときは、シートベルトを着用しましょう。
- 未就学児2人を自転車に乘せるときは、後部座席、前部座席の順に乘せ、降ろすときには、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。
- 自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

● 特定小型原動機付自転車に乗るときは

- 運転免許は不要ですが、運転できるのは16歳以上ですので注意しましょう。

- 信号無視、一時不停止、運転中のスマートフォン等の使用、二人乗り、飲酒運転等は禁止です。絶対にやめましょう。
- 特定小型原動機付自転車は、車道の左側端に寄って通行しましょう。
- 右左折時は必ず指示器を出し、右折時は二段階右折を徹底しましょう。
- 特例特定小型原動機付自転車の条件(最高速度表示灯を点滅させること、時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと等)を満たす場合は、歩道(「特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」の道路標識等が設置されている歩道に限る。)や路側帯(左側に設けられた路側帯に限る。歩行用路側帯を除く。)を通行することができます。
ただし、歩道を通行する際は、歩道の車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止しましょう。また、路側帯を通行する際も、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。
- 特定小型原動機付自転車は、自動車損害賠償責任保険等の加入が義務付けられています。必ず加入しましょう。

● 地域・職場では

- 地域交通安全活動推進委員、高年(齢)者交通安全リーダー等は、自転車利用者及び特定小型原動機付自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。
- 事業者や安全運転管理者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、自転車を利用する従業員に対して交通ルールを遵守するよう指導を徹底し、乗車用ヘルメットの着用を促進しましょう。
- フードデリバリー関係事業者等は、自転車配達員を対象に交通ルール遵守についての指導を徹底し、乗車用ヘルメットの着用を促進しましょう。
- 特定小型原動機付自転車の販売事業者やシェアリング事業者等は、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」に基づき、購入者や利用者に対する年齢確認や交通ルールの周知等の交通安全対策を徹底しましょう。

● 家庭では

- 自転車や特定小型原動機付自転車の正しい乗り方について話し合い、交通ルールを守りましょう。
- 自転車や特定小型原動機付自転車を運転中の「ながらスマホ」の危険性について家族で話し合いましょう。
- 自転車に反射材用品等を取り付け、夜間の交通事故防止に努めましょう。
- 万一の交通事故に備え、自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車乗用中の交通事故による被害者救済に備え、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。
- 特定小型原動機付自転車は、自動車損害賠償責任保険等の加入が義務付けられています。必ず加入しましょう。
- 自転車や特定小型原動機付自転車の定期的な点検整備を励行しましょう。

夕暮れ時及び夜間の交通事故防止

大阪府内における過去5年間の夕暮れ時(日の入り時刻の前後1時間)及び夜間の交通事故死者・重傷者数は年末にかけて増加傾向にあり、夕暮れ時及び夜間における死者数を状態別で見ると、「歩行者」が占める割合がいずれも高く、夜間では1番目、夕暮れ時でも2番目となっている。

また、過去5年間に於ける、歩行者の死者・重傷者数に占める高齢者の割合は55.7%と最も高く、一方で高齢歩行者の死者・重傷者を原因別で見ると、高齢者側にも横断方法に関する違反等が認められる。

このような状況を踏まえ、高齢者をはじめとする歩行者に重点を置き、交通ルールの遵守と反射材用品等の着用を呼び掛けるとともに、車両の運転者に対しては早めのライト点灯やハイビームの活用を呼び掛ける広報啓発を行い、夕暮れ時及び夜間の交通事故防止を図る必要がある。

◆ 推進機関・団体での推進項目

- 夕暮れ時及び夜間は歩行者の交通事故死者数が多いという特徴を踏まえた交通安全教育の推進
- 信号の遵守、道路横断時の安全確認の重要性に関する交通安全教育の推進
- 歩行者等に対する明るい目立つ色の衣服等や反射材用品等の効果を理解させる交通安全教育等の推進
- 高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化(認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- 夕暮れ時における早めの前照灯の点灯を促す取組の推進
- 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

◆ 広報・実践促進事項

● 歩行者は

- 信号等の交通ルールを遵守し、道路を横断するときは横断歩道を渡りましょう。
- 横断歩道を渡る時は、ドライバー等に目と手で合図(ハンドサイン)を送って意思疎通を図り、安全を確認してから渡りましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい目立つ色の衣服やリフレクターウエアを着用し、反射材用品等を活用しましょう。

● 自転車利用者は

- 夕暮れ時や夜間は、周囲に自分の存在を知らしめるためにも前照灯を点灯しましょう。
- 日頃から点検整備を行い、反射材用品等を取り付けた自転車を利用しましょう。

● ドライバーは

- 夕暮れ時は早めに前照灯を点灯し、夜間は適切にハイビームを活用しましょう。
- 横断歩道では減速し、停止可能な速度で進行しましょう。
- 横断歩道では、歩行者に目と手で合図(ハンドサイン)をし、歩行者優先を徹底しましょう。
- 通話や画面注視など、スマートフォン等を使用しながらの運転はやめましょう。

● 地域・職場では

- 自治会、老人クラブ等において、夕暮れ時や夜間の交通事故発生状況について周知し、高齢者等の歩行者が交通事故に遭わないための参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。
- 夜間に徘徊し、乱横断等をする高齢歩行者に対して積極的な声掛けをしましょう。
- 事業者や安全運転管理者等は、従業員に対し、早めの前照灯の点灯とハイビームの活用、歩行者への思いやり運転について指導を徹底しましょう。

● 家庭では

- 夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい目立つ色の衣服やリフレクターウエアを着用し、反射材用品等を活用するようお互いに注意し合ひましょう。
- 身近に感じた「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族等で話し合ひましょう。

飲酒運転の根絶

飲酒運転による交通事故は未だに後を絶たず、過去5年累計で見ると、特に12月は飲酒運転による交通事故死者・重傷者が増加する傾向にある。

また、道路交通法上、酒気を帯びて車両を運転することは禁止されており、自転車についても、令和6年11月1日に改正道路交通法が施行され、酒気帯び運転及びその幫助行為（酒類提供、車両提供、同乗）に対して新たに罰則が整備されている。

加えて、令和5年7月1日の改正道路交通法施行により、特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが定められ、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められているが、特定小型原動機付自転車の飲酒運転による交通事故も発生している。

このような状況を踏まえ、飲酒の機会が増える年末の時期を捉えて、自転車や特定小型原動機付自転車を含め「飲酒運転は犯罪」という意識を府民に浸透させ、飲酒運転を根絶させる必要がある。

◆ 推進機関・団体での推進項目

- 令和6年11月の改正道路交通法施行により、自転車の酒気帯び運転やその幫助行為（酒類提供・車両提供・同乗）に対して新たな罰則が整備されたことを周知する広報啓発の推進
- 自転車や特定小型原動機付自転車を含め、「飲酒運転は犯罪」という意識醸成に向けた広報啓発の推進
- 地域、職場等における飲酒運転根絶への取組の推進及び交通事故被害者等の声を反映した広報啓発等を通じた「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境の醸成
- 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- 自動車運送事業者等による運転前後のアルコール検知器の使用や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

◆ 広報・実践促進事項

● 自転車を含む車両の運転者は

- 「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を徹底しましょう。
- 自転車や特定小型原動機付自転車も含め飲酒運転は犯罪です。絶対にやめましょう。

● 地域・職場では

- 地域や職場で開催する会合・各種行事において、アルコールが運転に及ぼす影響や、自転車を含めた飲酒運転に関する罰則について周知するなど、地域や職場ぐるみでの取組を実施しましょう。
- 自転車を含め、飲酒運転をするおそれのある人にお酒を勧めたり、車を貸すこと、飲酒運転の車に乗せてもらうことが犯罪であることを周知しましょう。
- 事業者や安全運転管理者等は、従業員に対し、飲酒運転の危険性等について教育し、安全運転を徹底させましょう。
- 同僚、友人や隣人同士などがお互いに飲酒運転防止を呼び掛けましょう。

● 家庭では

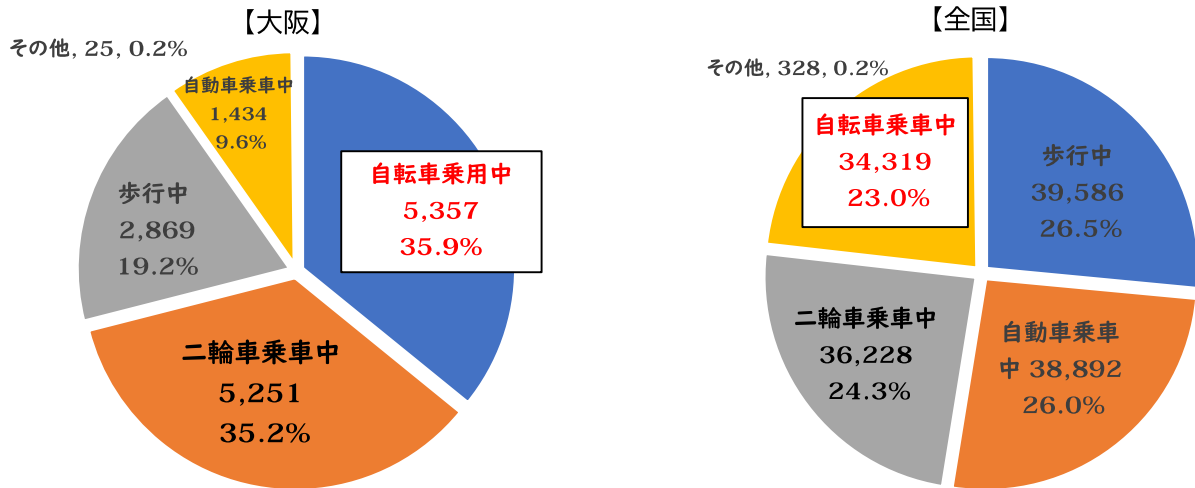
- 自転車の酒気帯び運転やその幫助行為である酒類提供、車両提供、同乗も罰則の対象であることを周知しましょう。
- 飲酒運転がもたらす、自分や家族の将来に甚大な影響を及ぼす結果について話し合いましょう。
- 飲酒した家族等が車両を運転することのないようお互いに注意しましょう。
- 「飲酒運転は絶対にしない・させない・許さない」を合言葉のもと、お互いに注意し合いましょう。

大阪府内における交通事故発生状況（令和7年 年末の交通事故防止運動）

◆ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守の徹底及びヘルメット着用の推進

【自転車】

○ 状態別死者・重傷者数の構成率（令和2年～令和6年累計）



○ 自転車乗用中の原因別死者・重傷者数（令和2年～令和6年累計）

	死者数	重傷者数	死者・重傷者数	構成率
信号無視	24	317	341	6.4%
一時不停止	10	418	428	8.0%
交差点安全進行	3	199	202	3.8%
ハンドル・ブレーキ操作	29	49	78	1.5%
前方不注意	6	48	54	1.0%
動静不注意	9	770	779	14.7%
安全不確認	51	2128	2179	41.0%
その他の違反	7	203	210	3.9%
違反無し・調査不能	17	1029	1046	19.7%
合計	156	5161	5317	100.0%

※ 自転車乗用中（第1当事者＋第2当事者）の死傷・重傷者数を計上。

【特定小型原動機付自転車】

○ 原因別死傷者数

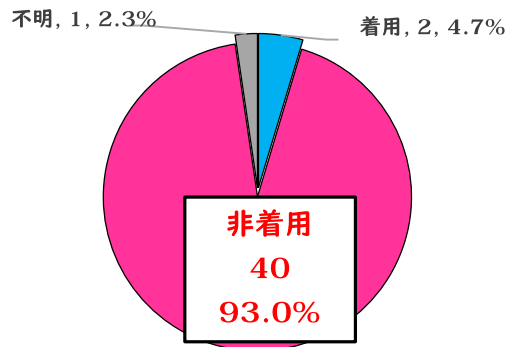
（令和5年7月1日から令和6年累計）

	死者数	負傷者数		合計	構成率
			重傷者数		
違反あり					
信号無視	0	4	2	4	9.3%
右左折方法	0	3	0	3	7.0%
通行区分	0	1	1	1	2.3%
一時不停止	0	1	0	1	2.3%
歩行者妨害	0	0	0	0	0.0%
交差点安全進行	0	14	3	14	32.6%
ハンドル・ブレーキ操作	0	0	0	0	0.0%
前方不注意	0	0	0	0	0.0%
動静不注意	0	5	1	5	11.6%
安全不確認	0	9	3	9	20.9%
酒酔い	0	0	0	0	0.0%
その他の違反	0	0	0	0	0.0%
計	0	37	10	37	86.0%
違反なし・調査不能	0	6	0	6	14.0%
合計	0	43	10	43	100.0%

※ 特定小型原動機付自転車乗車中（第1当事者＋第2当事者）の死傷者数を計上。

○ 特定小型原動機付自転車乗車中の交通事故死者・重傷者のヘルメット着用状況

（令和5年7月1日から令和6年累計）

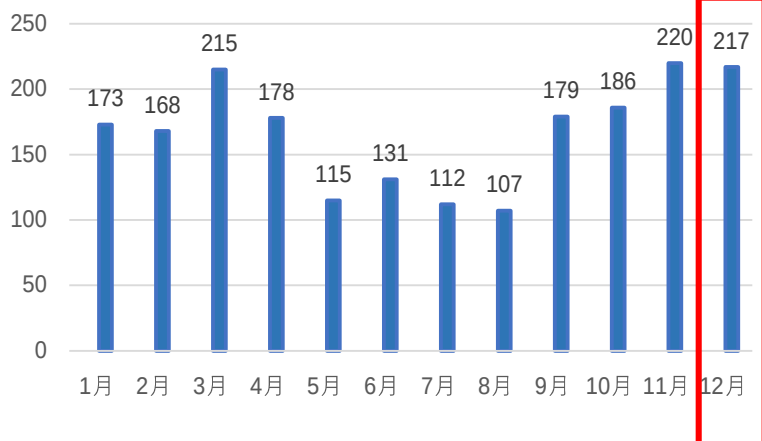


※ 特定小型原動機付自転車乗車中の死者・重傷者数を計上。

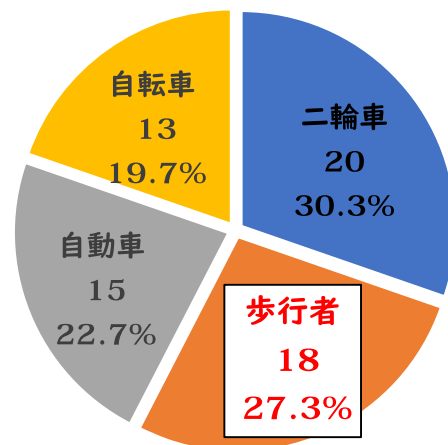
大阪府内における交通事故発生状況（令和7年 年末の交通事故防止運動）

◆ 夕暮れ時及び夜間の交通事故防止

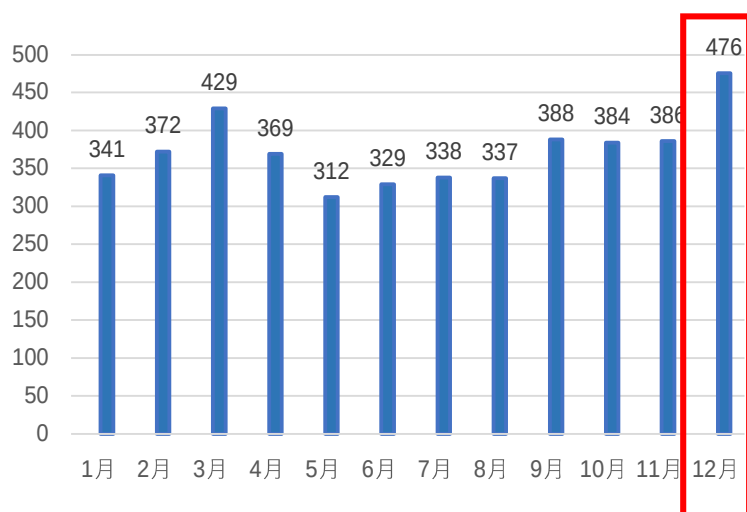
○ 夕暮れ時の月別死者・重傷者数（令和2年～令和6年累計）



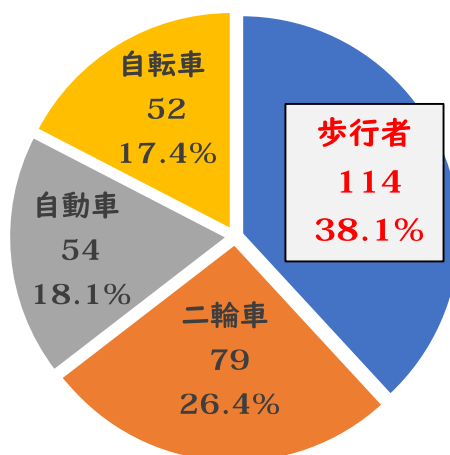
○ 夕暮れ時の状態別死者数（令和2年～令和6年累計）



○ 夜間の月別死者・重傷者数（令和2年～令和6年累計）



○ 夜間の状態別死者数（令和2年～令和6年累計）



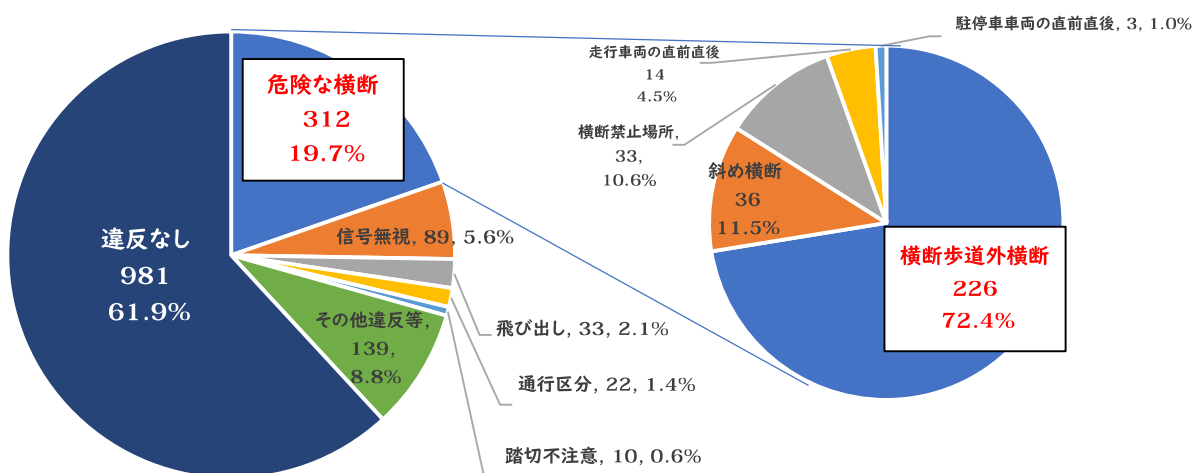
夕暮れ時は、早めのライト点灯を！！

◆ 夕暮れ時及び夜間の交通事故防止

○ 歩行中高齢者が占める死者・重傷者数（令和2年～令和6年累計）

	死者数	重傷者	死者・重傷者数
歩行中の死者・重傷者数	222	2647	2869
高齢者	149	1448	1597
構成率	67.1%	54.7%	55.7%

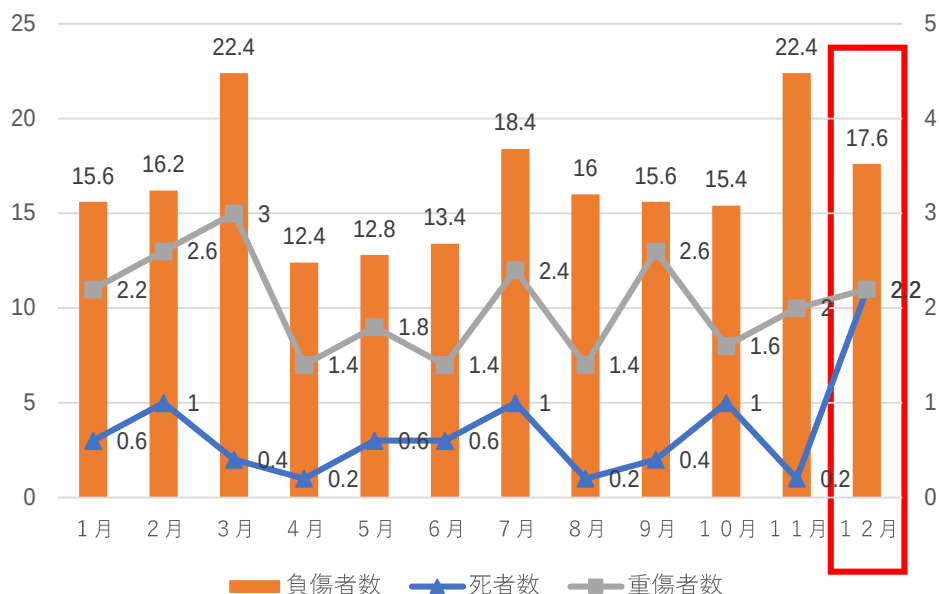
○ 高齢歩行者の原因別死者・重傷者数（令和2年～令和6年累計）



大阪府内における交通事故発生状況（令和7年 年末の交通事故防止運動）

◆ 飲酒運転の根絶

○ 月別の死傷者数（令和2年～6年累計（平均値））



○ 特定小型原動機付自転車の飲酒運転による交通事故件数（令和5年7月1日～令和7年9月末累計）

交通事故件数	飲酒運転による交通事故件数	111	8	構成率 7.2%
--------	---------------	-----	---	-------------

※ 件数は、特定小型原動機付自転車が関連した（1当又は2当）事故件数

ハンドルキーパー運動

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、
お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、
その人が仲間を自宅まで安全に送り届ける運動。

